

平成29年9月19日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成29年9月19日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 阿部眞喜君

委員 菅原善幸君

志子田吉晃君

伊藤博章君

伊勢由典君

出席議長団（1名）

議長 香取嗣雄君

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

市長 佐藤昭君

産業環境部長 佐藤俊幸君

震災復興推進局長 熊谷滋雄君

産業環境部次長
兼環境課長 木村雅之君

水道部次長
兼業務課長 大友伸一君

産業環境部
商工港湾課長 高橋数馬君

産業環境部
浦戸振興課長 村上昭弘君

建設部
土木課長 星潤一君

副市長 内形繁夫君

建設部長 佐藤達也君

水道部長 高橋敏也君

建設部次長
兼都市計画課長 本多裕之君

産業環境部
水産振興課長 並木新司君

産業環境部
観光交流課長 吉岡一浩君

建設部
定住促進課長 佐々木誠君

震災復興推進局
復興推進課長 鈴木良夫君

事務局出席職員氏名

事務局長 鈴木康則君

議事調査係主査 平山竜太君

事務局次長
兼議事調査係長 鈴木忠一君

議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

議案第 5 0 号 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 5 2 号 塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例

議案第 5 3 号 塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

議案第 5 4 号 平成 2 9 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 5 6 号 平成 2 9 年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算

請願第 8 号 塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」、議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」、議案第53号「塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第56号「平成29年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」並びに請願第8号「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第50号、第52号ないし第54号、第56号を議題といたします。

それでは当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 改めまして、おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご詳細を説明いたしますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月17日から18日にかけて、本市に接近をいたしました台風18号の被災状況につきまして、資料を配付の上、ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 資料の配付をお願いします。これについての特段の説明はあるんですか、当局からは。

○佐藤市長 もしお許しをいただければ若干、内容の説明をさせていただきたいと。

○志賀委員長 それではお願いいたします。佐藤市長。

○佐藤市長 大変恐縮ではありますが、冒頭、台風18号の被害状況について、第1報をご報告申し上げます。

今回の台風18号に備えまして、職員につきましては9月17日の夕刻から参集をいたしまして、台風対応をさせていただいたところであります。

市内の気象状況であります。降り始めからの総雨量が17日の14時から18日の7時までであります。39ミリでございました。また、ピーク時の雨量、いわゆる時間雨量であります。9月17日日曜日の23時から24時の1時間が最大の時間雨量でございまして、15ミリという状況でありました。

また、今回の台風、比較的風が強い状況でありました。本市におきましても、9月18日月曜日、6時13分、最大瞬間風速で22.3メートルという記録がございました。

4であります。人的被害は今のところないという状況であります。

物的被害についてご報告申し上げます。

まず、倒木であります。2件ございました。次のページの写真、ごらんいただきながら説明をさせていただきます。

①は、伊保石公園敷地の樹木が利府町道にかぶさったと、倒壊した形であります。通信事業者のケーブル線にとまりまして、通行は可能な状況でありました。昨日、早速、通信事業者と相談をさせていただき、同日中にこの倒木については撤去をすることができております。

下の写真2をごらんいただきたいと思いますが、清水沢三丁目17番付近、災害公営住宅から裏側を回って、3メートル程度の歩道的な通路がございましたが、その部分に公園緑地の倒木が倒壊をしたものであります。この現場につきましては、本日中に対応させていただく状況であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

離島の浦戸桂島でありました。民宿をやっておられました方の屋根が風で吹き飛びまして、隣のほうにもたれかかっているという状況でありました。同時刻については、後ほど説明をさせていただきますが、市営汽船も運航ができない状況でありましたので、島内の消防団の方々に出動をいただきまして、この屋根の撤去作業等に当たっていただいたところでありませぬ。

6の、市営汽船の運航状況であります。6時45分発、7時15分発につきましては、全区間欠航とさせていただきます。理由であります。1つは15メートルを超える風が吹いていたということでありませぬ。2点目であります。桂島の石浜から寒風沢に向かう際に、一部区

間、外洋に船が出ます。その部分が、非常に高い波が発生をいたしておりましたので、そういった状況を判断して欠航とさせていただきます。

朴島発 8時15分から運航を開始したいということで調整をいたしましたが、今、申し上げましたような状況でありましたので、1時間27分おくれで区間運航という形で対応をさせていただきます。その後、9時30分発からは若干時間のおくれがありましたが、全便運航をさせていただきます状況であります。

以上が第1報でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、改めまして当局の説明をお願いいたします。佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 それでは、議案第50号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」について、定住促進課からご説明いたします。

市議会定例会議案資料、資料番号19をご用意願ひます。恐れ入ります。6ページをお開き願ひます。

計画しておりました災害公営住宅が全て完成し、供用を開始しております。市営住宅の管理戸数の増加に伴いまして、管理の効率化と入居サービスの向上を図るとともに、本市行財政改革推進計画におけるアウトソーシングの推進の観点から、市営住宅は共同施設の管理について、管理代行制度を導入し、宮城県住宅供給公社に代行させることができるようにするとともに、公営住宅法施行令等の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

管理代行等の範囲につきましては、公営住宅法第47条の規定により、募集計画の策定や申し込みの受付、退去の受付、検査、施設の保守管理、修繕、同居等の承認手続などを代行いたします。なお、家賃の徴収や収納の受理については管理代行の範囲には含みませんが、地方自治法施行令第158条の規定により、あわせて委託することが可能となっております。

管理代行制度等導入後のメリットにつきましては、公社は県営住宅を初めといたしまして、2万5,500戸の賃貸住宅の管理を行っており、住宅管理の専門機関でありますので、その経験やノウハウを導入することで、次のような効果が期待されます。

管理の効率化や経費の削減についてですが、管理業務のほぼ全般を代行させることができるため、効率的な運営と一体的な管理が可能となる市の業務削減に伴う人件費の削減が見込まれます。また、管理規模の拡大による効率性により、管理経費の削減も見込まれます。

今後も、公社との業務範囲を協議し、精査してまいりたいと考えております。

入居サービス等の向上といたしましては、現在は入居の申し込みが年1回の入居候補者の補欠募集を行っております。1年間待機いただいても入居できない方が多数おられる状況です。代行後は、県営住宅同様に年4回の募集となり、空き室を募集となりますので、当選者は即時入居が可能となります。

また、家賃の納入も現在、市の窓口や指定金融機関で行っていたものが、代行後は指定金融機関のほかにコンビニ納付や公社窓口での納付が可能となり、利便性が向上いたします。

今後のスケジュールについてですが、11月には公社との協議により業務範囲などを確定し、来年4月に管理代行制度の運用が開始できるよう協議を整えてまいりたいと考えております。

また、同議案資料の1ページから5ページに条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

以上のような内容で、条例の一部を改正してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。定住促進課からは以上となります。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多建設部次長兼都市計画課長 それでは、都市計画課から議案第52号「塩竈市地区計画等の案の作成手続に関する条例」についてご説明させていただきます。

それでは、資料No.5の、塩竈市議会定例会議案の11ページをお開き願います。

地区計画制度によるまちづくりを進めるに当たりまして、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の作成に必要な手続を定めるため、第1条の趣旨から第4条の委任までで構成される新たな条例を制定しようとするものであります。

第2条では、地区計画等の原案の提示方法、また第3条では、地区計画等の原案に対する意見の提出方法を定めております。

また、附則では条例の施行日を公布の日としております。

続きまして、条例の内容を説明させていただきますので、恐れ入ります。資料No.19、議案資料の11ページをお開き願います。

まず、1の概要等ではありますが、本市では本年3月に改定した都市マスタープランに基づきまして、地域の特性を生かしたまちづくり手法の一つとして、地区計画制度の推進を図っていくこととしております。都市計画に定める地区計画案の作成については、条例で定めるところにより、地区区域内の土地所有者等の意見を求めて作成することとされておりますこと

から、その必要な手続を定め、新たな条例制定を行おうとするものです。

2の、地区計画決定までの流れであります、こちらは大きく3つに分かれております。

まずは、地区住民が中心となり、まちづくりの目標や具体的なルールを定めた地区計画原案というものを作成いたします。この際、土地の権利をお持ちの方を対象に個別調査やアンケート調査、あるいは住民説明会等を実施しながら、地区住民の方々の意向が十分反映された計画の原案づくりが進められるということになります。

次に、今回、条例に定める手続に基づきまして、地区計画原案を広く地区内の土地の所有者に提示して意見を求め、地区計画案を作成いたします。具体的には、今回定める条例の第2条の規定に基づきまして、あらかじめ地区計画の概要や縦覧の場所、期間を公告し、公告の翌日から2週間の公衆の縦覧に供するというものでございます。

また、第3条に基づきまして、縦覧期間が終了した日の翌日から起算して1週間を経過する日まで、原案に対する意見書を提出することができるというような手続を定めるものでございます。

その後、ここからは都市計画法の手続になりますが、広く今度は市民に対しまして地区計画案を公告し、縦覧、意見を求めまして、都市計画審議会に諮って、県との協議を踏まえた上で、地区計画を決定、告示をするというのが地区計画策定までの一連の流れになります。

なお今後、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業では、この手法に基づきまして、平成29年度末までに地区計画の決定を予定しているというところでございます。

都市計画課からは以上となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産振興課から、議案第53号「塩竈市手数料条例及び塩竈市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号19の15ページをお開きください。

この改正条例につきましては、手数料条例と地方卸売市場条例の2つの条例を1つの改正条例で改正しようとしているものでございます。

概要でございます。こちらに記載のとおり、今回の改正は新魚市場の全面供用開始に伴います新たな施設設備等について、手数料及び使用料を設定する必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

初めに、2の手数料条例の一部改正についてでございますが、魚市場に入場する車両の登録

許可及び入場許可に関しまして、手数料を設定するものでございます。

(1)の魚市場車両登録許可申請手数料は、専ら魚市場で水揚げや販売、輸送等にかかわる業務をしていらっしゃる皆様を対象としたものでございます。手数料条例では、これまでの年間最大1万2,000円を3万6,000円に改めます。

次に、(2)の車両入場許可手数料につきましては、一般来場者を想定したものであり、1台、1日当たり300円を上限とするものでございます。

なお、入場車両にかかる手数料につきましては別途、減免規定を設け、登録車両等による段階的な減額、一般来場者については一定程度の無料時間を設ける予定でございます。

また、駐車場につきましては、同じ資料の15ページ、A3判の折り込み資料になりますが、原則といたしまして、①の赤の枠で書いております魚市場利用者用入場ゲートから進入できる車両につきましては、前段の(1)で登録をした車両、魚市場車両登録許可を得た車両のみということになります。

また、それ以外の一般車両につきましては、水色の枠で書いております、②の一般来場者用入場ゲートから進入していただいて、こちらの水色の枠で区切った駐車場にとめていただくとなります。

次に、3、使用料についてですが、15ページの図面左、中ほどの紫色の枠で、③低温室と書かれているものでございますが、こちらについては1平方メートル当たり月額1,100円としまして、全面を利用された場合は月額3万円程度の使用料となります。

また、15ページの左の上側、魚市場の進入路脇に、緑色で示したものの、④の滅菌海水給水施設と書いております。こちらにつきましては、魚市場への……申しわけありません。16ページでございました。大変失礼を申し上げました。16ページの左、中ほどでございます。16ページの左上の、進入路脇の緑色で表示したものにつきましては滅菌海水給水施設、これは魚市場への入場許可がない方、そういう一般の方などが滅菌海水を利用する場合、こちらの給水施設で給水することができるというものでございます。これは、1回で20リットル当たりの海水が出るような装置でございます。こちらは1回10円ということで、約20リットルがこのときに出るといような形になっております。

南棟2期分の、16ページの図にダイダイ色で示している、⑤の貸しロッカーでございます。こちらにつきましては、1平方メートル当たりの月額を560円としておりまして、こちら大小2種類のロッカーを整備します。大ですと月額で560円、小ですと月額で440円となるもので

す。

なお、4の事業費及び財源内訳につきましては、後ほど補正予算の説明の際にご説明いたします。

また、同じ資料の12ページから14ページには、塩竈市地方卸売市場条例と手数料条例の新旧対照表をそれぞれ載せておりますので、後ほどご確認をお願いします。

済みません。資料番号5の12ページ、13ページをお開きください。

こちらの13ページの附則の部分で、本条例の施行日ですが、平成29年11月1日から施行としております。

議案第53号の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から議案第54号、一般会計補正予算のうち浦戸振興課所管分についてご説明させていただきます。

今回、補正予算に計上しておりますものは、浦戸地区小・中学生乗船料助成事業でございます。ご説明いたしますので、資料No.17及び19をお手元にご用意いただきたいと思います。

初めに、歳出についてご説明させていただきます。資料No.17、補正予算説明書の5ないし6ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第14目浦戸諸島開発総合センター管理費として、8万2,000円の補正予算を計上いたしております。

次に、資料No.19、議案資料の26ページをお開きください。

1. 事業概要についてご説明いたします。浦戸地区に居住する小・中学生が受けられる市営汽船の乗船に関する助成制度は、下段に参考として記載しておりますとおり、島発往復乗船券とうらと子どもパスポート事業に限られていることから、無料乗船券を交付いたしまして、浦戸地区の小・中学生が生活や社会学習の場面で市営汽船を利用する際の負担を軽減し、定住の支援をするものでございます。

次に、2. 事業内容についてご説明いたします。無料乗船券の交付枚数は、月8往復分を6カ月間として96枚を交付いたします。実施期間は本年10月から、対象者は浦戸地区に居住している小・中学生になってございます。

次に、3. 事業費及び財源内訳についてご説明いたします。先ほどもご説明いたしました

が、事業費は8万2,000円、財源は一般財源となっております。ページ下段に参考といたしまして、市営汽船乗船に関する助成制度の表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、浦戸地区小・中学生乗船料助成事業についての説明を終わります。ありがとうございました。

○志賀委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 それでは、議案第54号、一般会計補正予算のうち環境課にかかわる部分についてご説明いたします。

資料No.16と資料No.17をご用意いたします。

まず、資料No.17の補正予算説明書9ページ、10ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

まず、第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費についてでございます。今回の歳出補正額は、9ページの中ほどに記載がありますように、清掃工場管理事業費として456万7,000円を増額補正しようとするものです。その内訳であります、10ページの第14節使用料及び賃借料のうち、公用車賃借料として233万3,000円を減額し、第18節備品購入費のうち、車両購入費として690万円を増額しようとするものであります。

補正の理由であります、現在使用している廃棄物を運搬する4トンダンプでございますが、車両の初回登録が平成10年10月となっております。間もなく19年が経過しようとしている車両で、故障、不調が絶えず、使用の限界を迎えている状況にあります。

廃棄物運搬用の4トンダンプの車両更新に向けて、平成29年度当初予算計上の際には5年間のリースによる更新を考えておりましたが、今回、庁内で再検討した結果、起債を充当し、車検等の費用を加えても購入した場合のほうが有利であるため、賃貸借から購入に変更しようとするものであります。

歳出補正額456万7,000円の財源内訳についてですが、9ページの地方債の欄をごらんください。

車両購入費690万円に対し75%が起債充当となりますので、510万円を地方債として計上し、残り180万円が一般財源となります。一方、当初予算に計上していた公用車賃借料で一般財源が233万3,000円減額となりますので、一般財源全体では53万3,000円の減額となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをお開き

願います。

3 ページの一番下の、第21款市債をごらんください。

第21款市債第1項市債第3目衛生費でございますが、第1節の清掃債といたしまして510万円を計上しております。これは、先ほどの財源内訳でご説明したとおり、地方債として清掃工場管理事業費に充当しようとするものであります。

続きまして、資料No.16をご用意願います。こちらの4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。2番の、変更の表をごらんください。

平成29年度当初予算において、5年分の公用車賃借料として1,168万4,000円を債務負担行為限度額として計上しておりました。これを、補正前限度額の2,768万5,000円から1,168万4,000円を減額し、補正後限度額を1,602万1,000円に減額補正しようとするものであります。

続きまして、同じページの第3表、地方債補正についてご説明いたします。1番の、変更の表の1行目をごらんください。

一般廃棄物処理事業に係る地方債の補正前限度額は3,600万円でありました。先ほどの歳出予算の財源内訳、それから歳入予算の市債のところでご説明しました車両購入費への起債充当分510万円を増額し、補正額の限度額を4,110万円に変更しようとするものであります。

一般会計補正予算のうち、環境課にかかわる部分については以上でございます。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産振興課から、同じく議案第54号、一般会計補正予算のうち水産振興課が所管するものについてご説明いたします。

資料番号17の補正予算説明書と、資料番号19の議案資料をご準備願います。

初めに、資料番号17、補正予算説明書の11ページ、12ページをお開きください。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

11ページ、第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費、こちらの1点目が19節負担金補助及び交付金に、事業の内訳に記載しておりますとおり、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業に係る補助金といたしまして、377万5,000円を増額しております。

また、28節繰出金には、魚市場の全面供用開始に伴います維持管理費等経費の増額に伴いまして、ルール分の市一般会計からの繰出金の増額となりますことから、魚市場事業特別会計

繰出金として69万5,000円を増額するものでございます。

財源内訳といたしましては、19節の宿舍整備につきましては、ふるさとしおがま復興基金からの繰入金を充当します。28節の魚市場事業特別会計への繰出金につきましては、全額が一般財源となります。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

こちらの下から2つ目の表になります。第18款繰入金でございます。こちらの第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金といたしまして、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業に係る事業費としまして377万5,000円を繰り入れしてございます。

次に、水産加工業宿舍整備事業についてご説明いたします。申しわけありませんが、資料番号19の30ページをごらんください。

1の事業概要ですが、東日本大震災で被災されました本市の水産加工業の復興を促進するため、宮城県と協調して、中小企業が実施する従業員確保のための宿舍整備に要する経費について補助をするものでございます。

2の事業内容につきましては、(1)補助対象者につきましては、宮城県が実施しております水産加工業従業員宿舍整備事業補助金、こちらの交付決定を受けた者といたしまして、(2)の補助対象経費は、従業員宿舍整備に係る新築、修繕、増築に要する経費となっております。ただし、土地の取引に関する費用は対象外となっております。(3)補助率についてですが、こちらにつきましては県が補助対象経費の2分の1以内、補助金の上限額としては2,000万円となっております。市は、補助対象経費から県の補助金の交付決定額を差し引いた金額の2分の1以内としまして、補助金の交付上限額を1,000万円としてございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

4のスケジュールにつきましては、既に宮城県の本事業に係る平成29年度の第1回募集で交付決定を受けた市内事業者が1社ございますことから、本補正予算をお認めいただければ、10月に交付申請をしていただきまして、11月上旬ないしは10月下旬には交付決定、宿舍整備完了後に補助金の交付をしたいと考えております。

一般会計補正予算に係る水産振興課からのご説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 続きまして、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。

資料No.17、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

第8款土木費第2項道路橋りょう費第4目橋りょう整備費として、14ページ右側の事業内訳にありますように、橋りょう整備事業費として4,650万円の工事請負費を計上しております。

次に、財源となる歳入についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金に、社会資本整備総合交付金として2,557万5,000円を計上しております。

また、同じページになりますが、第21款市債第1項市債第5目土木債に、橋りょう整備事業費として1,880万円を計上しております。

次に、地方債変更についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.16、補正予算の4ページをお開き願います。

第3表 地方債補正、1. 変更、起債の目的のうち、橋りょう整備事業について補正後限度額を6,410万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の事業内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.19、議案資料の31ページをお開き願います。

一本松大橋補修工事についてご説明いたします。

初めに、一本松大橋の位置でございますが、資料下にお示ししております5. 工事箇所のとおり、県道仙台塩釜線から塩釜港湾合同庁舎に至り、中の島公園に仮設している橋梁でございます。

続きまして、1. 概要についてご説明いたします。一本松大橋補修工事は、国の大規模修繕更新補助制度の採択を受け、平成27・28年度の2カ年事業として事業を進めております。補修工事に係る階段・照明工事は、国、県との協議により社会資本整備総合事業の防災・安全交付金を活用し、第2期工事として整備を行うとなったことから、このたび補正予算を計上いたすものです。

補正の内容でございますが、2の整備内容にありますとおり、補修工事のうち階段工4カ所、照明工13基となります。

3. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほど資料No.17、補正予算説明書でご説明した内

容と同様となります。

4. 今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたなら、発注準備を進め、年度内の竣工を目指してまいりたいと思っております。

土木課からは以上となります。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産振興課から、議案第56号、魚市場事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

資料番号17の補正予算説明書の32ページ、33ページをお開きください。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

第1款市場費第1項市場管理費第1目総務管理費の13節委託料に、新魚市場の整備完了に伴います新たな施設の施設設備点検委託料といたしまして、231万6,000円を増額計上してございます。こちら、財源内訳でございます。その他の欄に記載しております162万1,000円につきましては、使用料でありますとか、手数料の収入を充てている部分でございます。

また、一般財源に記載しております69万5,000円につきましては、一般会計からのルール分の繰入金を充当しているものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。30ページ、31ページをごらんください。1ページ戻っていただきます。（「資料No.は」の声あり）済みません。資料No.17の30ページ、31ページでございます。同じ資料でございます。申しわけありません。

第1款の使用料及び手数料の第1項使用料第2目の貸事務室等使用料の部分で、説明欄に記載しておりますとおり、低温室使用料また貸ロッカー使用料といたしまして16万4,000円を計上してございます。

また、第6目魚市場施設等使用料の部分で、海水給水施設使用料といたしまして2,000円を計上してございます。

また、第2項の手数料の部分ですが、まず第1目入場車輛登録許可手数料といたしまして、こちらは11月分からとして計上しております。100万5,000円を計上してございます。

また、第2目の入場車輛許可手数料としまして、45万円を計上してございます。

また、第4款繰入金の第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金には、施設等の維持管理経費として増額した金額に対応したルール分の一般会計繰入金の金額としまして、69万5,000円を増額計上してございます。

水産振興課からの説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 これより審議を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 おはようございます。

では私から、議案第50号でちょっと説明させていただければ、資料No.19の6ページから質問させていただきますのでよろしくお願いします。

塩竈市営住宅条例の一部改正についてということでございますけれども、ちょっと何点か質問させていただきます。

ちょっとわからない部分がありましたので、まず今後は宮城県の住宅供給公社の管理代行として改正されるわけでございますけれども、その中で3番なんです、メリットということでございまして、そのメリットの中で、やはり現行と後ということで表が書いてありますけれども、空き戸数が、あいていれば募集回数が1回から3回にふえるということで、これは住民にしてみれば助かるわけございまして、また家賃納付の窓口もふえて、サービス向上につながると言われて、市営住宅のメリットとしては経費削減に見込まれると思っておりますけれども、わかる範囲で結構ですので、その計上の、経費の削減としてのメリットというものはどのぐらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。わかる範囲で結構でございます。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えします。

経費につきましては、本条例をお認めいただいた後に、住宅供給公社と細部を詰めさせていただきますので、その後、その数値が定まってくるものと考えております。

ただし、今まで職員がやっていた業務を公社に委託することができますので、人件費では軽減が想定されます。ただ、一般修繕、その他につきましては多少のメリットがあるものの、市が修繕していた範囲と公社が修繕する範囲はほぼ同等と考えておりますので、そちらでは余り軽減効果はないものだと今のところ考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 済みません。ということは、まだこれから削減に関しては未定ということでございますよね。わかりました。わかんないというね、ということでございます。

次に質問させていただきますけれども、この管理代行の範囲ですが、わかりやすく言うと、

家賃の決定を除く管理業務全て代行されるわけなんではないでしょうか。具体的に代行されない部分だけでも、多分、代行される部分が多数、多いと思うんですけども、代行されないという部分だけ教えていただければ。お願いしたいと思います。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 管理代行できない部分というご質問をいただきました。

基本的には今、議員おっしゃっていただいたように、家賃の決定等は市に残ることになります。さらに、例えば家賃の滞納が大きくて訴訟問題とかになったような、そういう事務になったときには市の業務となります。さらに、市に窓口を一部残しまして、公社さんと情報交換しながら、市民の要望等がございました場合に、市としても対応できる体制は一部残したいと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、窓口は、本市ではまだあるということで考えてよろしいのでしょうか。

そこで、ちなみに塩竈市の住宅条例というものが、ここの前に多分書いてあると思うんですけども、それを改正してこの公社にするわけですけども、今後この塩竈市営住宅条例というものは継続されていくのでしょうか。その辺もちょっと教えていただきたいと思えます。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 市の住宅条例に関しましては、公営住宅法の条例委任を受けまして、市営住宅を設置している市として定めておるものでございます。その中の一部に、公社に代行ができる旨を今回、記載させていただくものでございますから、市の条例としては当然、市営住宅条例は残ることになります。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ということは、この条例はこれから生きているということだと思いますけれども、その中で、その条例をちょっと見ますと、第2条の入居者、資料No.19の1ページから3ページが条例、あるわけでございますけれども、条例の第12条に、入居者、契約者が死亡した場合に、同居者は従来どおり壺番館に行き、市長の承認を受けて居住することが

できるのか。以前、条例改正で多分、居住できるようになったと思うんですけども、これも住宅公社に継続して、公社でそれが許可していただけるのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

第12条の、今回の新旧対照表は、政令から引っ張ってきている条項が政令改正でずれたために、第12条だった政令を第11条に修正させていただいたものでございます。条例の内容は一切いじっておりません。（「逆じゃないの」の声あり）申しわけありません。現行の省令第11条だったものを、省令第12条にかえさせていただいたものでございます。申しわけありません。

それですので、この第12条の本文そのものをいじっているわけではございませんので、この条項は当然、公社に代行していただきましても生きると思いますか、この条例のまま運用させていただくということになります。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。こういうケースが多分これからも、契約者の両親が亡くなって、子供がまだ住んでいるという状態で、また継続して市営住宅に住まれるのかという部分で、この部分をちょっと前に市民の方からお聞きしましたので、ちょっと質問させていただきました。

では次に、資料No.19の3ページの第8条なんですけれども、済みません。この公社に加入するという中で、（5）です。第8条の定義により入居予定者としての決定をするということここで書いてありますけれども、この第8条の内容は、「市長が入居申込者のうち20歳未満の子供を扶養する寡婦その他規則で定める者で速やかに市営住宅に入居することが必要としているものについては別に定めることにより優先的に入居予定者として決定することができる。」ということで、多分、優先順位がここで設けられるという文なんですけれども、その部分で、この条例のとおり優先順位というものはあるんでしょうか。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

現在、市営住宅入居にかかわる優先入居といたしましては、例えば世帯が高齢者のみから構

成される世帯でありましたり、障害者手帳の交付を受けている世帯、あと保護世帯等の世帯については、通常の抽せんを1回ふやしまして、2回抽せんすることによって優遇措置とさせていただきます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ということは、優先順位があるということでございます。多分、2回抽せんできるという、必ずしも優先、入れるというわけではないということでございますね。

では最後に、この部分で供給公社の条例とか基本的な基準というものは、公社にはあるのかわからないのか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 現在のところ、公社は宮城県の県営住宅と、あと名取市さんとか多賀城市さんの、沿岸部の市町の公営住宅を管理しております。

基本的には、公社としてはある程度、統一して管理することによって、公社としての効率性は上がるということになっておりますけれども、当然、各市・県によって住宅条例等ございますので、それに合わせて管理いただくこととなります。公社として住宅の管理条例を持っているわけではございません。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

では、次にちょっと行かせていただきます。資料No.19の15ページでございますけれども、新魚市場の全面供給開始に向けた条例の一部改正ということでございます。ここで、資料の②の図面を見ますと、ちょうど水色部分の、②の魚市場の入り口に当たるわけですが、入場の許可をするところですね。ここ、入るところなんですけれども、駐車場がありますが、一般が54台ということで収容できると。まさしく、1日の料金が300円で駐車できるということで、入場ゲートのところに常時、誰かがいるのか、それとも機械かなんかの券売機というんですかね、そういうものが設置されるのか。その辺のちょっと説明していただきたいなと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの一般用入場ゲートにつきましては、券売機のようなもので、入場ゲートに入るときに駐車券を引き抜いていただくと、バーが上がって中に進入できるというような形になっております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、誰もいないということでございますね、これね。

ということは、ここでちょっともう一つ、観光のバスがこのところにとめられるスペースと
いうのがあるのか、またそのゲートをくぐっていくのか、それとも別のところに大型バスが
設けられているのか。ちょっとその辺、教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 観光バスにつきましては、この一般用駐車場は普通車ぐらいの
大きさを想定しております。観光バスの場合は、この赤いゲートのほうに直進していただい
て、インターホンで管理事務室に言っていただければこのゲートをあけて、この図面で見ま
すと、真ん中辺、中央棟のちょっと上にBCブリッジと書いてあるものがあるんですが、こ
の上の赤の駐車枠ですから、ここが非常に大きな10トン車とか大型バスが入れる駐車枠とし
てとっております。こちらに観光バスは駐車をしていただく。もちろん事前にご案内をいた
だいていれば、詳細な場所等を全部通知しながら対応はさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。観光のバスをこれからどんどんこの魚市場に運んでいただ
くということでは、やはりスペースもしっかりととっていただきたいなと思ひまして、質問
させていただきました。

あと、この資料No.19の15ページの3番目なんですけれども、ちょっとわからない部分が、滅
菌海水給水施設ということでございますけれども、この図面を見ますと、ちょうど駐車場と
その通路入り口のところの、本当に小スペースのところ、多分、今現在、ちょっと私も見
に行ったんですけれども、何にも施設が建っていない状態で、何か下から水道管みたいなも
のが1つあるような感じなんですけれども、この辺のちょっと説明をしていただけないでし
ょうか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちら、今、委員おっしゃいましたとおり、今は地面のところから給水管が、接続前のものが突き出ただけになっております。こちらは、お使いになる場合、一般入場ゲートから入っていただいて、この滅菌海水給水施設の前の部分、これは専用の場所として確保しますので、こちらに車をつけていただいて、給水していただくということになります。

なお今、魚市場の一般入場ゲートのほうは、1時間は無料ということで考えていますので、この給水だけで入った方から駐車場料金はかからないようなことにはしようと思っております。以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 済みません。この滅菌海水給水機はどんなものに使われるんでしょうかね、一般の方が。例えば、魚を買って、それを何か洗い流すのか、そういう……ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの、魚市場として考えておりますのは、例えば海水の魚をご自宅で飼っていらっしゃる方とかがお使いになったりということもあるかと思えます。

また、魚市場の買受人さんとか、そういう許可がない飲食店さんとか、そういうので生けずを持っている方とか、そういう方がくみに来ているという状況が今のところは見受けられません。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。やっと理解ができました。多分、昔も何かそういうものがあつたような気がしたと思うんですけども、これは貝とかを持っていくのに多分、鮮度をよくするために、海水を入れて持っていくような感じだと思うんですけども、わかりました。

でも、施設となれば、やはりこの施設の経費もかかりますし、20リッターというとポリバケツ1つになると思うんですけども、10円なんですけど、コスト面でこれはペイできるのか、ちょっとできない……その辺をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの場外販売につきましては一応、計算方法としては全体の海水の使用料から、ここで使うであろう使用料ということでの割り返しをして、求めております。全体の使用料として、また別に維持管理費等、計算をしている中でのごく一部と考えて設定しているものでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部副委員長 資料No.19ですけれども、15ページ、魚市場の一部改正のところでは。

こちら、12ページを見ると、車両1台につき3万6,000円と、今まで1万2,000円だったものが急に3倍というのはなかなか厳しいのではないかなと思うんですが、こちら質問なんですけれども、これは11月からかかりますかね。期間、教えてください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 現在のところは、市場整備が終わって、駐車場の利用が可能になるということで、11月からと考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部副委員長 11月から1年間スタートという考えでよろしいんですかね。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今まで手続を年度ごとにやっておりましたので、今回は11月から3月までということで一度、手続を切ろうとは思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部副委員長 こちらは、11月から3月までは月割になっていますかね。はい。

にしても、急に3倍となると、例えば5台、6台、10台とかを、こちらの許可をとっているところからすると大分経費がかかってくるのではないかなと思うんですが、その了承の上でのこちら、金額の改正なのか教えてもらってもよろしいですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらにつきましては、9月の初旬にも関係者、皆さん集まっていたいただいて、ご説明もさせていただきました。こちら、3万6,000円というのが上限の設定としてさせていただいております。ですから、これで軽自動車であるとか、普通車であると

かそういった、また車両ごとに減免規定ということで設ける予定でございます。

一応3万6,000円になるのは、2トン以上の貨物自動車は3万6,000円、それ以下は段階的に減額をしていくということで、規定を設ける予定でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部副委員長 2トン以上、3万6,000円ということでございますけれども、どれぐらい金額の範囲が変わるのかというのは、そういう資料はないんですかね。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 まだ、こちらの条例をお認めいただいている段階で規定をつくるということはなかなか難しいと思うんですけども、そちらで想定しているものでは、2トン未満の普通車であれば2万4,000円であるとか、軽自動車であれば1万2,000円であるとか、そういった形での段階を設けて対応したいと思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部副委員長 ありがとうございます。ぜひとも負担がふえるような……急にふえて、やはりもうけるにも、もうけてもなかなか利益が出てこないようなこと、大変になってくると思いますので、そちらしつかりとした金額を提示していただいて、経営者の皆様の負担を少しでもふえないように調整していただければと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは私からも、資料No.の19の6ページのところでちょっと確認をさせていただきます。

塩竈市の条例はそのままですよということと、県の公社が今後いろいろと管理をしていくということはわかりました。

そうしますと、全体としては、今、持っている塩竈市の市営住宅条例そのものはそのまま残しておいて、それを今後も運用できるということで確認してよろしいですね。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 今回改正させていただきます、公社に管理代行ができるよという規定以外の部分は、おおむね公営住宅を管理していく上での基本となりますので、この条項については今後も生きるということになります。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと、その意味合いで確認をさせていただきたいんですが、1つは市の定住促進課でこれまで災害住宅なり一般の住宅を管理していたと思うんですが、人員的な配置は何人ぐらいいらっしゃるのか。仮に今後、公社で管理をするとなると、恐らくはその方々の人数が変わるのかなと思うんですが、その辺のちょっと考え方だけ教えてください。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 住宅管理にかかわる定員なんですけれども、ご存じのように、建築住宅係ということで、営繕業務を行いながら、管理を行っている部署がまずございます。その他、庶務経理といいますか、修繕費等を差引いたり、そういう事務をやっている人間がおりますので、管理職を除くと3名ぐらいの人間がまず職員として対応しております。そのほかに5名ほど非常勤の職員を雇っております、その方々に直営で修繕をしたり、住民の方の要望、その他に対して現場に赴いて話を聞いたりという体制を今まではとっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 8名ぐらい、非常勤の方も含めて。そうしますと、前段にあったように、1,000戸を超える住宅を今後、管理をせざるを得ないということになると当然、手があかないというか、かなり状況は大変なのかなと思います。

そこで、県の公社からはどれぐらいの方々、スタッフが来て、こういった管理に携わるのか、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 公社のほうといたしましては、塩竈市の対応としては、3名ぐらいの人間は必要だと考えておるようです。ただ、その他、例えば地元の大工さんとか水道業者さん、その他その修繕にかかわるような方々とは、いわゆる単価契約といいますか、専属契約のようなものを結んで、公社としても再委託といいますか、そういう契約の中で管理をしていただけるものと聞いております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。いろいろ修繕は当然、古い住宅ほど出てきますので、できるだけ、公社に管理が一部移行するにせよ、地元の発注をぜひ心がけていただいて、地元の仕事にも

つなげていただくよう、これは要望的な意見ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、都市計画決定の関係で11ページのところ、前段いろいろ総括質疑でも触れられておったんですが、そうしますと、当初はまずいろいろ原案づくりというところで話がございました。今後、考えるに地域としましては、例えば北浜とか海岸通とか、こういった区画整理事業、あるいは再開発事業等々の事業が絡んできて、そういった方々との意見の求め方にもなるのかなと思うんですが、その辺は事業の終了なり相前後して、今後どういう流れとして…
…条例がつくられた後の取り扱いになると思うんですが、考え方だけちょっと示していただければと思ひます。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多建設部次長兼都市計画課長 具体的なことではなくて、考え方ということの中身でよろしいでしょうか。

今、例えば藤倉の例で申し上げますと、一応、一つとれば今、予定されているのが藤倉、あるいは北浜の区画整理エリアというのが候補地として挙がっております。目標としましては、換地処分というのは、やはり区画整理でございますので、換地処分までの間に、それぞれ地区計画までの手続を完了させるというのが大きいスケジュールになってまいります。その前段、当然であります、この条例から都市計画決定まで最低でも3カ月から4カ月の期間を要しますので、その逆算をいたしまして、住民との意見の合意形成を図っていくという流れが出てくるということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、藤倉はほぼ建物が建っていますから、換地は終わっていると捉えてよろしいんですか。ちょっと現状だけ教えてください。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 お答えいたします。

換地処分につきましては、さきの産業建設常任委員協議会でもご説明申し上げましたが、本年度末までということを進めておりますので、地区計画の決定と合わせまして、換地が処分される形になります。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。今年度末まで。これは藤倉ということですね。

北浜は、いろいろまだ基盤づくりというか、その辺になっているんですが、北浜の換地は大体いつごろの計画予定なのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 お答えいたします。

北浜につきましては、約1年ぐらいおくれるものと考えてございます。現在、委員ご指摘のとおり、基盤整備工事等々進めてございますので、約1年後ということで想定してございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、来年の今ごろと捉えていいんですか。ちょっと時期、1年というのはそういうことなのかなと思うんですが。

○志賀委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 大変失礼いたしました。来年度末ということで予定しております。訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 年度末ではなくて、来年末ね。

○鈴木震災復興推進課長 来年度末です。

○志賀委員長 来年度末。

○鈴木震災復興推進課長 そうです。

○志賀委員長 3カ月違うからな。

○鈴木震災復興推進課長 よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 来年度末ですね。それからのいろんな、こういった手続に入ると捉えて。わかりました。

それから、資料No.19の12ページの議案第53号のところ、阿部委員も質疑されておるんですが、そうすると、いろいろトン数によっては軽減というか、3万6,000円を2万4,000円にするとか、1万2,000円にするとかということですが、そうすると条例が可決された後に、その策定のための、いわば規則なり要綱なりは大体いつごろ決められるんですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 その部分につきましては、議決いただきましたらもう即、手続

を進めたいと考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 手続ね。そうすると、こういった関係者の方々への周知、3万6,000円以外の、こういった取り扱いになりますよというのは、大体スケジュール的にはいつごろ示されるのかな。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 議決いただいた後、すぐに関係の手続を済ませまして、10月の初旬にはもう皆さん、関係者の方に最終的な金額等を明示したいと思っております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。それぞれ、阿部委員からも1台3万6,000円というのは経営上やはり負担になるということは間違いないので、その辺も含めて速やかな関係業界への周知はひとつ手続としてやっていただければと思います。

あと、ちょっとわからないので、滅菌海水の施設ということで、15ページのところで、20リットル当たり10円と、こういうお話がございました。

そこで、こういった……これは海水をくみ上げて、滅菌処理をして、それから一般の市民の方といいますか、売りますよということのようですが、それは今までやってきたとは思いますが、改めてちょっと再確認、今までやってきた方法、今回のやろうとしていることについて、ちょっと確認だけさせてください。どのようにするのか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今までということで、古い魚市場につきましては、はっきり申し上げまして、壁もない市場で、誰でも入ってこれた市場でございます。なので、魚市場で売り買いをしていない業者さんでも誰でも入ってきて、勝手に水を持っていったということが現状でございます。

今度の市場は、もう入れる人も制限される、ふだんはシャッターもおりていて中にも入れないということになりますので、今までそういったことでお使いいただいていた方にも、必要であればお使いいただけるようにという処置で、今回は外にそういうくみ上げる機械を置いたということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。今まで、言葉は悪いけれども勝手にというお話のようでしたが、そうすると、きちんと今後は、いわばシャッターを閉めてしまうからね、もうそこは入れませんと、ただし使う方々はちゃんと給水施設をつくれますよというね、わかりました。

こういった給水施設なんかは今後、市民の皆さん、あるいは関係者の皆さんにどのように周知されるのでしょうか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらの給水施設のみを特出しでPRするということは余り考えておりませんでした。実際に、魚市場のいろいろなPRの中で、こういった機能もありますというようなことでお知らせはしようと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今までと違うんだなということはしっかりと周知していただいて、全般でPRする中の一つとしてきちんと明記してもらえればいいのかと思います。

あと、例えば海水をくみ上げて売るということ自身は、法上の規定の関係で問題になるのか、ならないのか。その辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 今回につきましては、給水施設の使用料ということで設定をさせていただいております。直接、海水を売るといふもの設定ではございませんが、なお保健所等、海水については定期的に安全性は確認しておりますけれども、関係機関ともう一度そのところを確認した上で適正に対処したいと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ、そういった安全面も含めて、十分勘案されるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっとわからないところでお聞きしたいんですが、30ページ、同じ資料No.19のところ、これまでずっとこういった施設、従業員の雇用確保のための宿舎ということで整備はされてきたと思います。

そこで、これまでの整備状況と、それからもう一つは、海外の方々の雇用ということなので、大体どのぐらいの方が海外のほうでの雇用になっているのか。その現状だけ、ちょっとお知らせください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 平成28年度から、この水産加工業の従業員宿舍整備事業を始めております。平成28年度で4件の交付決定をしております。そのうち、平成28年度中に完成したものは1件、平成29年度になってから完成したものが今2件で、都合3件が完成してございます。今回は、さらに平成29年度として1件をふやしてということでございます。

もう一つご質問いただきました、外国人実習生の人数でございます。ことしの6月末から、市内の水産加工業者さん、101社に対してアンケート調査をしております。そのうち、残念ながら回答はまだ45社しかいただいておりません。今、電話などをしながら、中身の確認をさせていただいているところでございます。その途中の数字でございますが、実習生の人数が129人ということでご回答いただいております。ただ、これが約半数に満たない回答の中でということを見ると、これで回答率から割合で積算しますと、大体300人ぐらいがやはり実習生として来ているというような、計算上ではなっておりました。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。現状いろいろ調べているところのようです。これは一つ、引き続き調査していただいて、現状をはっきりさせればいいのかと思います。

そこで、先ほど、平成28年度、4件、あるいは平成28年度も1件、平成29年度、2件と、こういうことでしたけれども、それぞれ部屋数といいますか、どんな感じのそれぞれ……海外の実習生の方が入っているのか、ちょっと現状だけ教えてください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 平成28年度中に完成したところにつきましては、定員が24人で、3人部屋が8施設というつくりでございました。こちらについては現在、調べたところでは、まだ定員24人に対して11人の入居で、これから毎年少しずつ実習生がふえていく中でいっぱいになるということで計画をされているとのことでした。

また、今年度完成した部分で、1件については24人定員でございます。こちらについても、やはり先ほどと同様に、現在は9人の方が入っているんですが、今後さらに、ことしの受け入れとか、来年の受け入れという中で、徐々に定員数いっぱいまで受け入れていくという形で考えていらっしゃるそうです。

あと、もう一件、こちらは管理組合さんも兼ねているところで、全体的な、かなり大きなと

ころです。ここは80人の定員に対しまして、現在80人ぴったり入っていらっしゃるということで伺っております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。一つ、それぞれ定員がはっきりしましたし、入居している方々の関係もわかりました。

何と申しますか、水産加工業の人手不足の関係で、確保する上で大事な事業だと思っておりますので、ひとつ、定員を満たすような取り組みを関係業界の方々とご一緒に進めていただいて、少しでも雇用が確保でき、仕事がきちんと満遍なくやれるような処置をぜひお願いしたいと思います。

あとは、隣の31ページのところで、一本松大橋の改めての整備ということですが、ちょっと現場を見に行ったんですけれども、今現在だと上のほうの、何というんですか、でこぼこになっているあれを整理しているようなんですけれども、今回の処置で大体ほぼ橋の全体の、何と申しますか、きちんとした完了になるのかどうか。その辺だけ、ちょっと確認したいと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

このたび補正する額をもって、補修工事の完了とする予定となっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと最後に、清掃工場の関係で車を購入するという説明がございました。それで、資料No.17の後ろのほうですかね、衛生費のところ、新たに車両を購入しますということで示されております。9ページ、10ページ。

確認の意味ですけれども、今現在、公用車は何台ぐらい清掃工場関係で持っていらっしゃるのか。あと、今回の新たなトラックというものはどこが管理していく車なのか。そこだけ、ちょっと確認をさせてください。

○志賀委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、環境課で管理しております公用車の台数でございます

けれども、ちょっとこちらで公用車の全ての台数、把握しておりませんでしたので、済みません。後ほど回答するような形でもよろしいでしょうか。

それと、あと今回、運搬車の購入後、どこが管理するのかということでございますけれども、こちらの管理自体は環境課で行いますが、実際には残灰運搬の部分については委託している事業者で使用するような形になりますので、そちらに貸し出しをしながら行うというような形になります。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が聞いた感じでは、公用車5台と聞いていますので、これは後で確認の意味でもう一回きちんと、はっきりさせてください。

それから、リース……今後、買うということですが、会社名はどこなんですか、具体的にお聞きすると。

○志賀委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 現在、委託しております塩釜清掃センターになります。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこでの委託ということで、取り扱うということですね。大分、老朽化した車を使っているようなようですので、今後きちんと新しい車を丁寧に使っていて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○志賀委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ちょっと、暫時休憩します。ちょっと私、質問させていただきますので、副委員長とかわります。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。志賀委員。

○志賀委員 では、私からちょっと質問させていただきます。

先ほども、ちょっと質問があったわけですが、議案第50号、市営住宅条例改正の一部ということで、削減されるというお話だったわけですが、削減額はということになると、まだわからないということなんです、おおよその金額ぐらいはわかっているのではありませんか。何もわからないでこれを変更するんですか。そこをお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

先ほど言いましたように、修繕費等は現在かかっている修繕費等で賄えると判断しておりますが、人件費について、先ほど委員からご質問ありましたように、3人と5人と、8人ほどの人件費がある程度軽減できると考えておりました、それは今後の業務の内容と、あとご質問いただきました、市に残る業務で何人の人間を残すかということを含めていかなくてはならないので、済みません。数字はご容赦いただきたいと思います。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 これから詰めるというのはおかしいですね。本当はそういうことを詰めて、ちゃんと我々に議案として出すのが筋ではないんですか。ちょっとお粗末過ぎますよね。

それと、議案第52号の件ですが、一応、地区計画という計画が提示されたわけですが、それで住民の方とのお話し合いをこれから開いていくということでした。それで、住民の方々とお話し合いの日程等を、我々議員にやっぱり何らかの形で連絡をいただけないかなと思います。というのは、水害対策の道路等の補修なんかも、県とか国では各地区で住民にいろんな説明会を開いていますよね。そういったところに我々も一応、案内があると行っているわけですよ。それで一応、確認しているわけですね。

だから、そういう意味で……行く、行かないは多分、各議員さんの自由だとは思いますが、どういうことをやっているというだけでも一応お知らせいただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○阿部副委員長 鈴木震災復興推進課長。

○鈴木震災復興推進課長 ご質問いただきました説明会でございますが、実は先週月曜日に地区計画説明会ということで、地元の方、約15名から20名ほどご参加いただきまして、ご説明してまいりました。議員にご案内いたしませんでしたが、今後何か情報提供という形でお出しできるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひお願いいたします。

説明会をやったといっても、地域で何割の方が来たのかということが一番重要なことと思うんですよ。15名で、例えば150世帯だったら1割しか来てなければ、ええ、それしか来ていないのに説明会終わったというのっていうの。もっと少なければ、それはそれでいいんだけど、ただ我々としてはそういうことも実際、自分の目でお話を聞いて、確認する機会があればいいと思いますので、ぜひお願いいたします。

それと、今度、第53号の手数料の条例改正なんですが、先ほど阿部委員、菅原委員からもご質問あったようですけれども、例えば今回、三陸沿岸で新しく市場を立て直した地区、石巻市、気仙沼市、女川町、大船渡市、こういったところの市場の状況は、こういった入場車両の手数料を徴収しているのか、していないのか、ちょっと状況を教えていただけませんか。

○阿部副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 聞き取りでございますが、気仙沼市の魚市場については、定期料ですと月3,000円というような形で、駐車場の利用料ということで徴収しているということです。石巻市、女川町については、条例等では規定しているものはないと伺っております。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 気仙沼市が3,000円と。私の聞いた限りでは、石巻市、女川町、大船渡市も取っていないということがわかっているわけですが、結構、以前の3,000円で今、許可証をもらうころは、さほどの負担にはならなかったのかなと思いますけれども、今回は3万6,000円というところで、こういったものが徐々に、それは魚市場の仲買さんたちが、少しずつ経営状況が多少厳しい中でやっていらっしゃいますので、そういう中で、新しい市場になって、だからいろんな負担がさらにかかってくるというようなところもありますので、確かに費用がかかったんだから徴収するんだということは、それはそれで行政の気持ちはわかりますけれども、商売をやっていって生き残っていくために、そういった経費もばかにできないと私は思っております。

そういったことから、今はえ縄船のマグロ買ったんでは、なかなか年間、採算もとれていないと。それで、唯一の巻き網のマグロで何とか帳尻を合わせているというような状況の中で、それなら肝心の巻き網のマグロも数量的にも年間1,000トンとかと規制されていて、今までの

ように大量にあって、安く買いたい、それでもうかるという場面がほとんどない状況の中で、仲買人の方々が多少なりとも経費の増というのは非常に経営状況を厳しくしていくのではないかなど。金額的には大したことはないけれども、ボディブローのように後々効いてくるものではないかなという、私は心配もしておりますので、ぜひその辺もちょっと行政のほうとして検討いただければなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○阿部副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

施設、この市場の会計というものは特別会計ということでございます。市場の使用料等々で基本的にこの会計というものを賄うということがまず基本かと存じます。その一つが、水揚の手数料ということでございますが、今回示させていただいておりますのは、先ほどご説明がございましたが、ゲート等の設置をするに当たっての費用、そういったものにつきましても、こういった許可手数料等々で賄ってまいりたいというのがまず基本的な考え方ということになります。

また、金額の設定に当たりましては、その減価償却分というのもありますが、例えば市場関係の従業員の方々、終日ここに駐車をしていただきまして、お仕事に従事していただくということになります。例えば近隣の民間の駐車場を借りた場合、どうなるかということになりますと、我々ちょっと調べさせていただいたところでは、やはり月4,000円から5,000円ぐらいの費用が賃貸の駐車場を借り上げた場合、かかっているということになります。それを超える範囲ではないということもありまして、月、マックスでも3,000円ということでの金額設定をさせていただいて、また排気量によっては、先ほど担当課長からご説明申し上げたように、段階をつけさせていただいて、抑えさせていただくということで、ご協力いただくという考え方をさせていただいているところでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 この地区だけの競争ではなくて、他市場との競争になるわけですから、船を入れるために。そのところを頭に置いていただきたいと思います。結局、マグロにしても、費用、10円、20円、高く塩竈は買っているというところで船が来ているわけですから、その経費を結局、その10円、20円の経費がこういうもので吹っ飛んでしまって、同じ値段だと今度は入らなく

なる可能性もあるわけです。そういったところをもうちょっときめ細かに業界の方々と話し合いをしていただいて、決めていただければなと思いますが、よろしくお願いします。

それと、あと議案の第54号の浦戸の乗船券の助成金、これは小・中学生に助成するということなんですが、この対象者は何人いらっしゃいますか。

○阿部副委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えさせていただきます。

まず、住民票の有無が補助の対象となっておりますので、今現在は住民票のある方、小学生1名という形しておりますけれども、小学生の方も住民票登録は現在はしてはございません。ただし、実態として行き来しているということもございますので、念のために我々としては予算化をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。では、小学生1名ですね。

それと、あと清掃工場の部分で、今回新たに1台車両を購入するということで、リースから買い取りに決めたということは、これは非常にいいことだなと私、思っております。

というのは、もう消費税が8%、これから10%になります。そうすると、リースを組みますと、リース会社の金利の上にも消費税がかかります。ですから、ダブルで消費税がかかりますので、するともう簡単に言うと20%余分に金を払わなければいけないことになりますので、やはり役所としてはリース車両というものをできるだけなくして、買い取り車両にしていくことによって、確かに5年間ぐらいは大変かとは思いますが、そういう形でやはりリース料にかかる消費税をできるだけ減らしていくというような、それも結構な何か数千万単位で減らせていくのではないかなと思うんですよ。だから、そういうことを今後ともぜひ検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○阿部副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 やはり車両導入に当たりましては、リースと、それから買い取りの場合を比較しながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。委員長と交代します。

午前11時40分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。（「なし」の声あり）なしですか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号、第52号ないし第54号、第56号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第50号、第52号ないし54号、第56号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第8号「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。鈴木事務局次長。

○鈴木事務局次長兼議事調査係長 それでは、平成29年9月11日、塩竈市定例会に配付されました請願文書表を読み上げます。

請願第8号でございます。

受理年月日、平成29年9月5日。

件名、塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願。

請願の要旨

塩釜漁港地区にある宮城県所有の土地の払い下げについて、宮城県に対して意見書の提出を求めるものです。

請願の理由

塩竈市議会におかれましては、ますます御清祥のことと御喜び申し上げます。

平素は、水産業・水産加工業、魚市場振興に対しまして何かとご尽力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件、「塩竈市魚市場背後地青物処理施設の建設のための県有地払い下げに関する請願書」は、既に処理施設の建設に関して、宮城県議会でも取り上げられておりますが、塩釜市の基幹産業でもある水産振興の観点からも、必要欠くべからざる施設として、水産業界一同が共に認識しているところであります。

平成29年10月、いよいよ塩竈市魚市場が竣工いたします。まさに震災復興のシンボルとして、また塩釜市の水産業の新しい扉が開こうとしています。

過去には、昭和57年に12万6,000トン、500億円を超える水揚げがあった塩竈市魚市場も、昭和59年以降は、平成11年まで年々減少し、ついには3万トンを割るに至りました。

水産資源を維持・管理・回復するために、魚種ごとに漁獲できる総量を制限する漁獲可能量（TAC）の漁獲規制、さらに国際的協約（200海里）のもとに制限され、東日本大震災後も2万トン、100億円を切る水揚げ状況に至っていました。

こうした中であって、数年前からも叫ばれていた「青物」の誘致も身を結ばなかったものの、ここ2年前からサバの水揚げが実施され、平成28年は3月末に4,600トン、3億円の水揚げ実績を上げることができました。

まさに「まぐろに特化した魚市場」からの脱却の第一歩として、また、新塩竈市魚市場の完成後の課題のひとつだった水揚げ魚種の拡大につながり、大きな期待が寄せられているところです。

現在は、1日で200トンの処理能力である3社の対応により、2日間350トンの数量をこなす状況であります。今こそ新しい扉が開こうとしているとはいえ、現実には入港船1艘分の処

理能力しかありません。

そこで、水揚げ数量をふやすには、さらなる受入れ施設の新設がどうしても必要になります。総数量400トンの凍結施設があれば、入港船2艘で年間1万トンの水揚げが可能となります。

特定第三種漁港としても、年間3万5,000トンが基本の目安となる中、サバを起点として、イワシ、イナダと拡大していけば目標を達成できるものと確信します。

他港の凍結施設の能力は、銚子が1日6,000トン、石巻が2,000トン、気仙沼も800トンの施設があり、いかに塩釜港が少ないかをご理解いただけるものと考えます。

さらに、水産加工業各社も地元産の加工原料として、塩釜発進の加工、販売ができ、数量の拡大に伴い、需要があり海外への販売も視野に入れることが可能となります。

それは、塩釜発の商品開発やブランド化への期待もふくらみます。

凍結施設の増設は塩釜市魚市場の卸売機関をはじめ、各組合の総意のもとに推進されております。

そのためにこそ、このたびの新塩釜市魚市場の完成の効果促進には是が非でも設備整備が必要になります。

そこで、宮城県が所有する塩釜港岸壁に隣接する県有地である塩釜市新浜町三丁目122番9、同51番74の払い下げについて、塩釜市議会におかれましては、地元水産業界等の現況をご賢察の上、各段のご配慮を賜り、宮城県に対して、別添の意見書の提出をお願いするものであります。

提出者住所氏名

塩釜市新浜町一丁目13番1号、株式会社塩釜魚市場代表取締役、塩釜市新浜町一丁目13番1号、塩釜地区機船漁業協同組合代表理事組合長、塩釜市新浜町一丁目13番1号、塩釜市魚市場問屋協同組合理事長、塩釜市新浜町一丁目13番1号、塩釜市魚市場買受人協同組合理事長、塩釜市新浜町三丁目24番21号、塩釜市団地水産加工業協同組合代表理事組合長、塩釜市新浜町三丁目2番15号、塩釜魚市場水産加工業協同組合代表理事組合長、塩釜市新浜町一丁目17番8号、塩釜地区水産加工業協同組合代表理事組合長、塩釜市新浜町三丁目11番20号、塩釜水産加工業協同組合代表理事。

紹介議員

浅野敏江議員、阿部かほる議員、菊地 進議員、土見大介議員、小高 洋議員、曾我ミヨ議

員。

以上でございます。

○志賀委員長 請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。浅野敏江議員。

○浅野敏江議員 おはようございます。

産業建設常任委員の皆様には、早朝よりご苦勞さまでございます。

今回、各会派全員が紹介議員になりまして、きょうの請願文書になりますが、私たち議員にとりましても基幹産業である水産加工業の発展が何よりと思っております。

今回、震災以降さまざまな困難を乗り越えまして、ここまで、間もなく10月に全ての魚市場が完成するわけでありますので、今、水揚げが本当に落ち込んでいる中で、何とかこの打開策をとということで業界の皆様が必死になって取り組んでいることに、私たち議員も一丸となって応援していきたいと思っておりますので、今回、紹介議員となりました。

どうか皆様のご審議を賜りまして、このことが成立できますことを心からお願い申し上げます、一言ご挨拶させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続いて、阿部かほる議員。

○阿部かほる議員 それでは、紹介議員としてご挨拶させていただきます。

産業建設常任委員の皆様、お疲れさまでございます。

今回、請願文書、内容をただいま紹介させていただきましたけれども、新しい魚市場が完成いたします。塩竈市にとりましては、水産業界、これ以上の発展を望んでおります。今の魚市場に足りないもの、それはやはり凍結施設、これ以上の発展を望むには、ぜひなくてはならない施設であろうかと思っております。これは皆さん、同じ思いかと思っております。

このたび水産業界の方たちが一丸となって立ち上がってくださいました。私たち議会も一丸となって尽力をしてみたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続きまして、菊地 進議員。

○菊地 進議員 おはようございます。

委員の皆様、早朝よりご苦勞さまでございます。

今回の請願につきまして、紹介議員としてお願いがでございます。

基幹産業である水産業界、最盛期であったころから水揚げ量が4分の1に激減しております。それで、マグロに特化した業界がずっと続いておりました。それで、水揚げが減少するたびに、青物しなくちゃという議会からの意見やそういった話がいつもありました。しかしながら、今までそういったことがなくて、今回、3月に一般会議を開いていただきまして、そういった意見があり、そして業界がそれをもとに一丸となって施設整備に動こうとしています。

それを、やっぱり議会として塩竈市の基幹産業発展のために、ぜひとも必要不可欠な施設となることと、そして基幹産業の発展のために必要だと思いますので、どうかそういった基幹産業、水産のために、皆様方の委員各位のご尽力を賜りながら、ご賛同賜りますよう心からご祈念申し上げます、挨拶いたします。

よろしくどうぞご審議賜りたいと思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続きまして、土見大介議員。

○土見大介議員 委員会審査、お疲れさまでございます。

私からも、紹介議員の一人としてご挨拶させていただきます。

今回の内容につきましては、趣旨に述べられているとおりのことでもあるんですけども、現在、マグロに特化した市場と言われているような塩竈の魚市場というものの取り扱いの魚種のバリエーションをふやすこと。そして、そこから発展する意味での商品加工の幅、商品としての幅を広げるということ。こういうものというのは、趣旨書の中に書いてあるんですけども、塩竈発の水産食品の競争力の強化という面において欠かせないものであると私も感じております。

そして、この凍結庫を入れることによる水産品のバリエーションの豊富さ、バリエーションをふやしたりとか、商品力を強化するということは、実は全体的に縮小傾向にあると言われている水産業界において、実はほかの業界に対してでも、進出も含めた上で、すごい重要なものなのではないかなと私として考えております。

また、今回、提出者の欄をごらんいただければわかるんですけども、この凍結庫の要望というのは水産業界全体の願いであるということ踏まえた上で、今後、議会としても積極的に働きかけを行っていき、これを実現させたいものだと考えております。

以上、産業建設常任委員会の皆様におかれましては、ぜひご審議、そしてこの請願書の採択

といたしますか、意見書の提出というものをしっかり行っていただきたく思いまして、私からの説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ありがとうございます。

小高 洋議員。

○小高 洋議員 紹介議員の一人となりました小高でございます。

皆様、本当にお疲れさまでございます。

私からも紹介議員の一人として、少し訴えをさせていただきたいと思います。

それで、これまで皆さん、紹介議員の方々、さまざま訴えをなさってきたわけですが、やはり1つはこの請願書の中にも述べられておりますとおり、塩竈市の基幹産業である水産振興という観点からも必要欠くべからざる施設として、水産業界の皆さん一同に認識をしていると、これは当然ながら我々、紹介議員としても全く同じ認識であるということでございます。

そして、平成29年10月に魚市場の竣工ということも書かれておりますが、1つは震災で大きな打撃を受けた、あるいは風評被害等でも大きな打撃を受けたと。さらにさかのぼって見れば、我々も調べてまいりましたが、例えば2001年以降、塩竈市の経済一つとってみても七十数%まで全体が落ち込んでいるというようなこともある中で、基幹産業である水産業も、その中で非常にご苦労なさってきたということがございました。

そういった状況の中で、水産業界の皆様、本当に血のにじむような努力をこの間、続けてこられたと。しかしながら、冷凍処理施設が一つは大きなネックとなってしまうと。他市場との競争、あるいは塩竈市の産業をこれからどうやって振興していくのかというところを考えますれば、これはぜひとも皆様ご審議の上、ご賛同賜りまして、ぜひとも今後の塩竈市の発展のためというところも踏まえて、この請願にご賛同賜りますように心からお願い申し上げたいと、こう思います。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

続きまして、曾我ミヨ議員。

○曾我ミヨ議員 ご苦労さまでございます。

気持ちは同じでございます。

まず、1つは水揚げを何としても図っていかなければならないということが1つ。それから、背後地の加工団地が、どんどん加工屋さんが減って行って、今までも空き地になっているという状況があります。そういう点では、やっぱり冷凍施設をつくることは塩竈市の産業形成にとって大事だと。この間、説明会を聞いてわかったわけですが、冷凍することによって、それが商品になると。全部加工しなければならないかなと思ったら、そうではないと。冷凍によってそれを商品にできるということがわかりましたので、ぜひとも今回、塩竈市の議会から県に意見書を上げて、県で動いてもらうということが大事だと思っていますので、一層よろしくお願ひしたいと思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言ありませんか。志子田委員。

○志子田委員 では、紹介議員の方に中身についていろいろ教えてもらってから、大いに賛成したいと思いますので、中身のことについてわかっていることがありましたらお願ひしたいと思います。

それで、私もこういう施設は塩竈市にとってやはり必要なことですし、特に今回の青物の凍結施設をつくって、水揚げ量をふやすためにということでございまして、今まではマグロを中心にやってきたために、水揚げ金額のほうばかり維持してきたと思うんですけども、この数量のトン数が結局、市場としての順位づけ、全国で20位とか30位とかと、そういう順位づけをするときは金額よりも水揚げのほうで教科書で出て、それで日本で塩釜港の漁港は何番目だということで、そういうことで学校の教育でも言われるということになると、20番とか30番に入るくらいの水揚げの金額ではなくて、量がないと教科書で習わないということになるんですね、塩竈ってどこにあるんですかと言ったときにね。それで、ずっと数量が足りなかったんで、もう今は教科書にも載らない塩釜港ということだから、塩竈ってどこにあるんですかとなってしまう。

ですから、そういう意味では水揚げ数量を確保して、何とか教科書に載るような水揚げ数量を、そういう体制を市場全体でつくっていただきますと、それが塩竈のブランド力の発信になると思いますので、ぜひともこういうものをつくって、賛成していただきたいと思ひます。

それで、この場所の払い下げということが書いてあるんですけども、この請願文書には必

要ないかもしれませんが、これから計画として払い下げされた場合には、どこでこの施設を運営して、どういうふうにやっていくかということ、そういうことがわかれば、なおさら大いに賛成できますので、その辺の計画みたいなものがありましたら、どちら様でもいいのでお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 一般会議を踏まえてやっているんだから。まだ、これから。一般会議を踏まえて、これをやろうとしているわけですから、そこだけご理解ください。

伊勢委員。

○伊勢委員 請願趣旨については大いに賛成をしたいと思います。意見書も、県の関係機関に提出をするということですので、業界の皆さんの意に沿う意見書になっていければいいのかなと思います。

そこで1点だけ、例えば地元選出の県議の方、お二人いらっしゃいますので、やはりそこもきちんと県に要請する際に、意見書提出の際にはやっぱりご尽力していただければなお幸いかなと思いますので、その辺ひとつ、業界の皆さんもきょう、傍聴に来ていらっしゃるの、一応そんなご意見を述べさせていただきます。

請願趣旨は賛同いたします。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

請願趣旨のことについては今さまざま、紹介議員から説明がありまして、私もこれに関しまして賛同するわけでございますけれども、やはり土地を見まして、私もちょっとあの辺拝見させていただいたら、やはりその場所が塩釜港の隣接する県有地ということで、あの場所しかないのではないかなという部分が多々ありました。なぜかといいますと、やはり水揚げのところから上がってきまして、そこから選別機にかけながら、冷凍庫に保管していくわけなんですけれども、その部分を考えますと、やはりこの県有地というものが一番の妥当な部分ではないかなということで、これから私も皆さんと一緒に、この県有地を県に何とかお願いできるようにしていきたいなと思っておりますので、賛同したいと思います。

ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後0時09分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第8号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、請願第8号は採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後0時09分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利